

○岡山県警察保護取扱規程の解釈及び運用上の留意事項について(通達)

(平成 29 年 2 月 1 日岡生企第 72 号警察本部長例規)

改正 令和 3 年 3 月 24 日岡務第 255 号

各部長
首席監察官
総務統括官
各所属長

岡山県警察保護取扱規程の解釈及び運用上の留意事項は下記のとおりとし、本日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、岡山県警察保護取扱規程の制定について(昭和 35 年 6 月 24 日岡防第 795 号例規)は、廃止する。

記

第 1 趣旨

この通達は、岡山県警察保護取扱規程(昭和 35 年岡山県警察訓令第 8 号。以下「規程」という。)の解釈及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 一般的留意事項

警察署長は、具体的な対象、事案等に直面した警察官が保護を適正に行うことができるように、法令、規程等の教養のみならず、具体的事例等を活用した効果的な教養により、所属する警察官に保護の取扱要領を体得させること。

第 3 規程の解釈及び運用上の留意事項

1 保護の着手(第 4 条関係)

警察官が保護に着手した場合において講ずるべき措置を例示したものであり、保護に当たる警察官は、これらの措置の各段階において保護主任者に報告し、その指揮を受けて事案を処理するものとする。

2 保護主任者の措置(第 5 条関係)

- (1) 保護の場所については一般的な基準を示したものであり、保護の場所を指示するに当たっては、被保護者の人権を尊重する観点から、規程第 17 条の規定も考慮した上で適切な場所を選定すること。
- (2) 保護室を使用する場合は、入室時に保護主任者が立会すること。
- (3) 駅舎、民家等規程第 5 条各号に掲げる場所以外の場所で保護することが適切であると認めるときは、当該場所の管理者等の同意を得た上で、当該場所において保護するよう指示すること。
- (4) 病人、負傷者、泥酔者等で異常があると認められる者を保護する場合は、医師の診断を求めることその他の必要な措置を講ずるよう指示すること。

3 被保護者の住所等の確認措置(第 7 条関係)

- (1) 住所等の確認措置は、特に必要がある場合のほか、規程第 11 条の規定による危険物等の保管に併せて行うこと。
- (2) 「所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置を執る」とは、被保護者が所持しているかばん、衣服のネーム、衣服のポケットの名刺、定期券、身分証明書等により、住所、氏名等を確認することであり、これらの措置は、警察官職務執行法(昭和 23 年法律第 136 号。以下「警職法」という。)第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる病人、負傷者等任意に保護を行う者が住所等を申し立てる意思のない場合やこれらの措置を拒む場合は執ることができないものであること。

4 保護取扱簿(第 8 条関係)

- (1) 保護取扱簿は、全ての保護について、取り扱った警察官が記載し、その経緯を明らかにしておくこと。
- (2) 保護取扱簿の記載要領
 - ア 「保護の根拠及び種別」欄には、保護の根拠法令とその種別を記載すること。
 - イ 「保護を必要と認めた理由」欄は、具体的、かつ、詳細に記入し、後日においても状況が分かるようにしておくこと。
 - ウ 「被保護者の負傷の有無負傷の状況」欄には、負傷の有無を記入するとともに、負傷がある場合は、負傷箇所、負傷の程度等を記入すること。
 - エ 「保護の期間」欄は、実際に保護に着手した日時及び保護を解除(引渡し又は引継ぎを含む。以下同じ。)した日時を記入すること。
 - オ 「保護の場所」欄に、保護の場所を記入するとともに、保護室を使用した場合は、入室日時及び退室日時を記入し、入室時の立会幹部が署名及び押印すること。
 - カ 「引渡・解除」欄には、措置種別及び措置日時を記入し、引渡先が個人の場合は引受者の住所、氏名、職業、続柄及び連絡先を、関係機関の場合はその所在地、名称、引受者の官職及び氏名並びに連絡先を記入しておくこと。
 - キ 「保管金品等の概要及び措置」欄には、規程第 11 条の規定により保管した危険物、貴重品等の品名、数量等を確実に記入し、また、保護の解除に伴い、これを交付したときは、その交付の年月日を記入し、受領者の署名を求めること。
 - ク 「備考」欄には、家族その他引受者に対する連絡の状況等を記入すること。

5 行動を抑止するための手段(第 10 条関係)

「行動を抑止するための手段」とは、保護の着手、同行等の場合に、被保護者による暴行を制圧するため、被保護者の腕、肩を抑える、手錠を使用する等の手段をいうが、これらの手段は、直接、被保護者の行動を制限するものであり、危害を防止して適切にその者を保護するためにやむを得ない場合にのみ認められる。

特に手錠等の使用は、真にやむを得ない場合に限ることはもちろんのこと、使用に当たっては、被保護者が負傷等することのないよう配慮するとともに、なるべく衆目に触れないようにすること。

6 危険物その他所持品の保管等(第 11 条関係)

(1) 危険物の保管に当たっては、被保護者を説得して、できるだけ任意に提出させるものとするが、正常な判断能力を欠いているときその他やむを得ないと認められるときは、衣服の上から触るなどの方法によって危険物を所持していないかどうかを確かめ、所持しているときは保管することができる。ただし、身体検査にわたることのないようにするとともに、保管する物の範囲も、事故防止上やむを得ないと認められる危険物に限ることに配慮しなければならない。

(2) 「紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金、貴重品等」とは、ポケットに無造作に入れている状態で所持している現金等をいい、これらを保管する場合の「同項に準じて」とは、警職法第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる被保護者については、その承諾を得て行うことをいう。

なお、現金、貴重品等の保管は、危険物の保管と同時に行うものとする。

(3) 危険物、貴重品等の保管に当たっては、立会人を置くとともに、被保護者にその数量、金額等を確認させ、保管の正確を期すること。

(4) 危険物、禁制品等で、それぞれ法令に基づく措置を要するものは、これによること。

7 かけがね等の使用(第 12 条関係)

「かけがね等」とは、かけがね、とめがね、落しがね等軽易な操作によって使用することができるものをいい、南京錠等威圧感を与えるようなもの、鍵を使用しなければ開けられないようなものを使用しないこと。

8 異状を発見した場合等の措置(第 13 条関係)

(1) 「発見してなお保護を要する状態にあるかどうかを確認する」とは、被保護者が保護を要すると思われる状態のままその場所を離れた場合に、その所在を発見して、その者の状態を確認することであり、その結果、引き続き保護を要するときは、再び保護に着手するものとし、酔いがさめていたときその他保護を要する状態がなくなっているときは、それ以上の措置を必要としない。

(2) (1)により再度保護をした場合は、その保護の場所又は時間が前の保護の場所又は時間に近接してなされた場合を除き、後の保護に着手したときから、別の保護の時間が進行し、前の保護は、保護の場所を離れたときに解かれたものと考えて処置すること。

9 保護室の設置(第 15 条関係)

保護主任者が被保護者を保護している保護室の巡視を行ったときは、その都度、保護取扱簿補助紙に、巡視の日時及び被保護者の動静その他の状況を記録すること。

10 保護室の管理(第 16 条関係)

保護室は、1日に1回以上清掃を行うほか、毎月1回以上、殺虫剤、消毒液等による消毒を行い、衛生管理に努めること。この場合、被保護者を保護室以外の場所の清掃

に従事させてはならない。ただし、被保護者の汚物処理等は、被保護者自身に行わせること。

また、応急の措置に必要な医療品を常備しておくことに特に配慮すること。

11 保護室に関する特例措置(第 17 条関係)

「やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合」とは、既に保護している者と同室で保護することが不相当と認められる者を保護する場合、迷い子、行方不明者等で保護室の雰囲気になじまない者を保護する場合等をいい、このような場合には、宿直室、休憩室、少年補導室、事務室等において保護すること。

12 許可状の請求(第 18 条関係)

保護期間を延長することは、被保護者の人権に関わる問題であるので、保護許可状の請求に当たっては、保護主任者は警察署長の指揮を受けなければならない。

13 児童の一時保護等(第 21 条関係)

(1) 一時保護をした児童、緊急同行をした少年等(以下「児童等」という。)については、その性格、年齢等によって、保護室の雰囲気になじまない者もいるので、これらの者については、規程第 17 条の規定により、少年補導室、宿直室、休憩室等において保護するよう配慮すること。

(2) (1)により保護室以外の場所で保護した場合を除き、児童等については、同行状、収容状を執行した場合等に一時保護室に収容するものであるから、逃亡しないようかけがね等を使用することは差し支えない。

(3) 児童等が逃亡したときは、当然これを捜索しなければならず、発見に至った場合に引き続き保護を要することは当然であることから、規程第 13 条第 2 項の規定を準用する余地はない。

14 被保護者が非行少年であることが判明した場合等の措置(第 22 条関係)

規程第 22 条第 2 項の規定による児童相談所等への通告は、保護者がいない場合等の規程第 14 条第 2 号の規定による通告とは異なる。例えば、保護者が児童を虐待酷使する場合や、就学児童を就学させない場合等で、保護者に監護させることが不相当と認められる場合がこれに当たる。

15 被保護者と犯罪の捜査等(第 23 条関係)

保護の規定を捜査のために利用することは、人権尊重及び少年の福祉の観点から絶対に許されないものであることから、保護と犯罪捜査は明確に区別し、被保護者が犯罪者等であることが判明するに至った場合でも、保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ないと認められる場合を除き、被保護者について取調べ等をしてはならない。